

令和6年9月

組合員各位

えちご上越農業協同組合

## 伐木等(チェーンソー・大径木)特別教育 資格取得講習会の開催について

日頃、JA事業並びに活動にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

秋から冬前にかけては、農道や施設の整備、果樹や雑木の処理等によりチェーンソーを使用する農作業の機会が増えます。労働基準監督署からは「農業者のチェーンソーの使用について、特別教育を受け資格を持って使用するよう」との指導をもあり、以下の内容で資格取得講習会を開催いたします。

この講習会では、受講者に労働安全衛生法に基づく「特別教育修了証」が交付されます。

### 1. 期日及び会場（通しで3日間）

【特別教育】令和2年8月改正 伐木等の業務(チェーンソー)			
	1日目	2日目	3日目
月日	11月20日(水)	11月21日(木)	11月22日(金)
会場	学科 JAえちご上越 有田支店(上越市春日新田5-3-30) 実技 JAえちご上越有田支店 隣 旧A-COOP店		
講習内容	学科	学科・実技	実技
講習時間	9:00~16:30	8:30~16:45	8:30~15:00
受講定員	20名(最少実施人数10名)		
受講料 30,000円/おひとり ※テキスト代含			

※1日目の受付は8:40~8:50です。

2. 主 催 えちご上越農業協同組合

3. 講 師 コマツ教習所株式会社 栗津センタ(労働局長登録教習機関)

4. 講習内容 チェーンソーの安全使用・振動障害・関係法令等に係わる学科  
チェーンソーの点検・整備、安全使用の実技指導

5. 当日の携帯品、その他

① 筆記用具(簡単なテストがあります)、印鑑

② 昼食(外食可)、飲み物

③ 2日目・3日目は作業できる服装および作業靴で、ヘルメット、防振手袋、防護メガネ・チェーンソー、工具、ヤスリ等があればお持ちください。

※チェーンソーがご用意できない場合はご連絡ください。

④ コマツ教習所(株)栗津センタで交付された特別教育の修了証(小型車両系建設機械、

クレーン運転等)であれば統合することができますのでお持ちください。

※刈払機取扱作業者は安全衛生教育であるため統合できません。

※粟津センタ以外のコマツ教習所(株)センタで発行されたものは統合できません。

6. 受講申込 下に記載する提出書類①～③のすべてがそろいましたら、JA各支店、各営農センター、農業対策課(経営サポート)のいずれかへ提出し、お申し込みください。申込締切: **令和6年10月31日(木)**

#### 提出書類

- ①「**受講申込書(出張講習用)**」(申込書は各支店または各営農センターにあります。)

※JAえちご上越のホームページからダウンロードすることもできます。詳しくは農業対策課(経営サポート)までお問い合わせください。

JAえちご上越



※領収書の宛名に法人・会社名を希望される方は欄外にその旨をご記載ください。

※緊急連絡のため携帯電話番号の記載をお願いいたします。

- ② **運転免許証のコピー、または住民票の原本**

※運転免許証の裏面に氏名、住所等の変更の記載のある方は、必ず裏面もコピーをとり、提出をお願いいたします。

- ③ **顔写真**

※6ヶ月以内撮影のもので、30mm×24mm(免許証の写真と同じサイズ)、正面、無帽、背景無地のものをご提出ください。

※修了証の作成に用います。免許証のコピーとは別に顔写真をご用意ください。

※写真の裏に氏名を記入ください。

7. 受講料 受講3日前までに指定振込先(下記)に振り込んでください。

<振込先> コマツ教習所(株)粟津センタ  
北國銀行 粟津駅前支店 普通 118003  
(振込手数料はご負担ください)

8. その他

① 修了証は3日間の講座終了後おおよそ2週間程度で送付いたします。

② 受講者が10名に満たない場合は中止となりますので予めご了承ください。

お問い合わせ先



こころ耕し、いのち育む。



JAえちご上越

営農部 農業対策課(経営サポート)

〒943-0817 上越市藤巻5番30号

TEL **025-527-2035** / FAX **025-527-2019**

e-mail [j.nougyosupport2@ja-ej.com](mailto:j.nougyosupport2@ja-ej.com)



# 受講申込書（出張講習用）

開講番号	
受講番号	

<大枠内のみ黒ボールペンで記入 注：消せるボールペン、修正液や修正テープの使用不可> ○で囲む↓

講習種類	[番号]	下記一覧表より講習名をご記入ください		助成金制度	利用	受講日	開始日	令和	年	月	日	
								修了日	令和	年	月	日
受講者	フリガナ						旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無		有・無			
	氏名						*併記を希望する氏名又は通称					
	生年月日	昭・平	年	月	日	満年齢(受講時)	歳	連受	電話	-	-	
	住所	〒	-				絡講	Fax	-	-		
勤務先(任意)	フリガナ						先者	携帯電話	-	-		
	会社名						連勤	電話	-	-		
	所在地	〒	-				絡務	Fax	-	-		
	業種コード(右記一覧)	01農業、02採石・建材、03建築、04土木、05造園・園芸、06電気、07塗装、08機械、09食品、10繊維、11化学、12窯業、13鉄鋼、14金属、15電力、16ガス、17産廃・解体、18企業組合、19商業、20以外、21運輸・倉庫、22印刷、23通信、24サービス、25人材派遣、26公務員、27自衛隊、28学校、29その他、30マツ関係各社、31空調										

申込方法	ご予約後、 <b>A</b> を貼付してご郵送ください。 顔写真（30×24mm・裏に名前を記入）1枚所定の場所に添付ください。	コマツ教習所株式会社 粟津センタ 〒923-8530 石川県小松市月津町772-2 Tel 0761-44-3930 (Fax 0761-44-3938)
------	---	---

●この欄にコピーを貼付して下さい。（裏面記載のないものは表面のみコピー可。貼りきれないものは別紙で送付。住民票は申込時に原紙を添付してください）  
●当日は貼付の免許証・修了証等全ての原本を確認します。（受講初日にお持ちいただけない場合は受講できません）

<b>A</b> 本人確認書類貼付	①～②いずれか。 ①運転免許証（有効期限内）コピー ②住民票（コピー不可 6か月以内 マイナンバー記載のないもの）  外国籍の方は在留カード等 両面コピーを必ず添付して下さい ◀原則事前面談が必要です▶  *旧姓・通称を併記する場合は、下記いずれかの証明書が必要です <b>旧姓：旧姓を併記した住民票又は自動車運転免許証等</b> <b>通称：通称を記載した住民票又はそれに類する証明書</b>	<b>【写真添付位置】</b> ※顔写真（30×24mm・裏面に名前を記入）1枚準備願います。 ・出張講習の場合は写真が必要となりますので申込書に添付してください。
----------------------	---	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別教育（★は助成金対象）</li> <li>★「201」 小型車両系建設機械（整地等3t未満）運転</li> <li>★「203」 ローラーの運転の業務</li> <li>「204」 フォークリフト（1t未満）の運転の業務</li> <li>★「207」 クレーン（5t未満）の運転の業務</li> <li>★「215」 研削といしの取替え等の業務（自由研削用）</li> <li>★「216」 酸素欠乏・硫化水素危険作業</li> <li>★「217」 粉じん</li> <li>★「218」 巻上げ機に運転の業務</li> <li>★「274」 足場の組立て等の整備の業務</li> <li>★「275」 フルハーネス型墜落制止用器具を用いる業務</li> <li>「278」 令和2年8月改正 伐木等の業務（チェーンソー）</li> <li>「280」 テールゲートリフターの操作の業務</li> <li>●安全衛生教育（★は助成金対象）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★「310」 刈払機取扱作業安全衛生教育</li> <li>★「311」 玉掛業務従事者安全衛生教育</li> <li>「321」 振動工具取扱（チェーンソー以外）</li> <li>「324」 職長・安全衛生責任者教育</li> <li>「330」 有機溶剤業務（基発第337号）従事者</li> <li>「337」 丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育</li> <li>「343」 熱中症予防労働衛生教育（管理者用）</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> <th rowspan="2">修了証 統合有</th> </tr> <tr> <td>受講料(税込)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手数料(税込)</td> <td></td> <th rowspan="2">回収済</th> </tr> <tr> <td>合計(税込)</td> <td></td> </tr> </table>	項目	金額	修了証 統合有	受講料(税込)		手数料(税込)		回収済	合計(税込)	
項目	金額	修了証 統合有										
受講料(税込)												
手数料(税込)		回収済										
合計(税込)												

<お客様各位> 当社は、個人情報以下の目的で利用させていただきます。  
①受講申込書の内容確認、受講資格確認及び受講票送付。 ②受講料等入金確認、講習案内の送付、アンケートの実施。 ③お客様ご本人からの資料請求、お問合せに応えるため。 ※ご同意頂けない場合は受付当日窓口にお申し出ください。

当社処理欄	開講時		申込時	
	実施管理者	資格確認	実施管理者	受付担当

裏面の受講申込規約に同意の上、上記の通り受講申込み致します。  
記載事項に虚偽等がある場合、受講後と言えども法律に基づく処罰があっても異議申し立ては致しません。

申込日            令和            年            月            日

コマツ教習所株式会社 粟津 センタ 所長 殿

尚、講習開始後の遅刻・早退・欠席は法令により当該講習は欠格となります

## 受講申込規約(出張講習)

受講者は、コマツ教習所株式会社が実施する出張講習の受講を申し込むにあたり、当社の定める下記の規約に従っていただくことになります。あらかじめ内容をよくお読みになり、ご理解いただいた上で、お申込みいただくようお願いいたします。また、本規約に記載のない事項については、各種パンフレット・当社ホームページ・受講票の定めによるものとします。

**第1条(受講料の支払い)** 受講者は、教習所が別途指定する受講料を当社指定期日までに、当社に支払うものとします。講習開始前までに受講料を支払わない場合、講習を受講することができません。

**第2条(役務の提供)** 当社は、受講者に対し、受講申込書に記載する講習種類の講習を、受講地にて提供します。

**第3条(写真撮影)** 講習中、講習実施状況を写真で撮影することがあります。ただし、個人を特定できるような状況での写真撮影は行いません。

**第4条(安全等)** 講習中は、常に「安全第一」を意識して行動してください。

2 講習中(特に機械を操作中や、機械の近くにいる場合)は、機械の動きに十分注意し、よそ見をしたり、ふざけたりしないでください。

3 機械への乗り降りには、指示された正しい方法で行ってください。

4 機械の運転・操作は、正しく、適切な速度で行い、けっして乱暴な運転・操作はしないでください。

**第5条(態度)** 講習中は、講習に専念し、当社及び講師の指示、指導に従ってください。指示、指導に従わず、講習の継続が困難と認められる場合には、当社又は講師の判断により、受講を中断又は中止することがあります。

2 講習は、規定の時間受講する必要があります。講習中に席を離れたり、居眠り、携帯電話・スマートフォンの操作をするなど、講習に関係のない行為(以下「離脱行為」といいます。)はしないでください。

**第6条(体調管理)** 防寒具着用、水分補給等の準備を含む体調管理は自己の責任、判断で行ってください。

2 車両の操作に影響がある怪我や体調不良の場合には、講習を受けることができません。事前に当社又は講師に相談してください。

3 講習中の怪我や体調不良など異常が発生した場合には、直ちに講師に申告してください。

**第7条(服装)** 講習中は、講師の指示に従い、適切な服装をしてください。基本的には作業着ですが、無い方は半袖以上のシャツ・長ズボンでも構いません。ただし、露出の多い服装(タンクトップ・短パン・ランニングシャツなど)は、禁止です。

2 講習中は、講師の指示に従い、適切な方法で靴を履いてください。基本的には安全靴ですが、無い方は、スニーカーでも構いません。ただし、ヒール・サンダル・底の厚い靴・かかとをつぶしている靴などは、禁止です。

3 講習中は、メガネ・コンタクトが必要な方は、必ず着用してください。

4 講習中は、講師の指示に従い、保護具(ヘルメット、保護メガネなど)を着用してください。

**第8条(未修了及び失格)** 講習は、以下の行為により所定の受講時間を満たさないことが明らかになった時点で、未修了となります。未修了の場合、受講料の返還はできません。

(1)遅刻、早退、欠席

(2)離脱行為

(3)講師の指示、指導に従わないほか、受講者の責めに帰すべき事由により、講習の受講を中断、中止した場合

(4)(1)から(3)の他、受講者の責めに帰すべき事由により講習を離れる行為

2 受講者の責めに帰すべき事由によらず未修了となった場合、教習所に「受講継続申請書」を提出することにより、未修了科目の再受講ができます。

3 当社又は講師が、以下の行為があると認めた場合、失格となります。

(1)不正行為

(2)講師・他の受講者への暴言・暴力行為

(3)機械設備の危険運転・損壊行為

(4)(1)から(3)の他、当社又は講師が失格に相当すると認めた行為

**第9条(講習の中断及び中止)** 以下の場合、当社の判断で、講習を中断又は中止することがあります。

(1)受講者の怪我、体調不良への対応が必要となった場合

(2)警報(大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮、津波、噴火)発令時、雷注意報発令時、その他悪天候(講習の実施について危険が予想される場合)

(3)事故や災害が発生した場合

(4)(1)から(3)の他、講習の実施、継続が困難と認められる場合

2 講習を中断した場合、再開又は中止の判断は、当日中に当社が行います。講習を再開する場合、中断から再開までに要した時間分の延長を行います。

3 講習を中止した場合、代替講習を実施する場合があります。当社の責めに帰すべき事由による中止を除き、必ず実施することを保証するものではありません。

4 講習開始後に講習が中止となった場合、受講者の責めに帰すべき事由がある場合には、受講者は、当社に対し受講料の返還を求めることはできません。

**第10条(損害賠償)** 講習の中断又は中止により受講者に損害が生じた場合、当社は、故意又は重大な過失がある場合に限り、受講者に損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、その賠償範囲は、受講者に直接かつ現実に生じた損害に限りです。

2 受講者の操作により機械設備、施設等が損壊した場合、当社がその修理費等を負担します。ただし、受講者に故意又は重大な過失がある場合は、当社は、受講者に負担を求めることができるものとします。

3 前二項の他、受講者に損害が生じた場合、当社は、故意又は重大な過失がある場合に限り、受講者に損害を賠償する責任を負います。ただし、その賠償範囲は、受講者に直接かつ現実に生じた損害に限りです。



## チェーンソー講習にお申込みの皆様へ 申込書の記入や必要書類は以下の点にご注意ください

### <記入について>

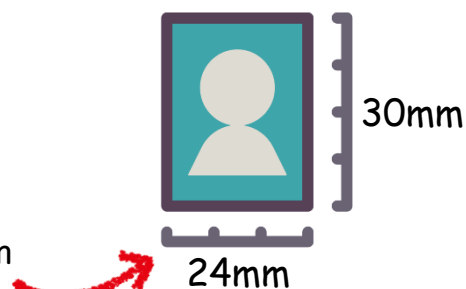
- 全て黒ボールペンで記入されている(消えるボールペン不可)
- “講習の種類”は  
番号 **278** 講習名 **令和2年8月改正 伐木等の業務(チェーンソー)**
- 太枠内の必要事項に記入漏れはない
- 添付の本人確認書類(自動車免許証等)に表記されている通りの住所・氏名が記入されている (澤/沢、崎/崎、大字、などの違いが多いです)
- 修正液・修正テープは使用していない  
(訂正箇所は二重線で抹消し、受講者様の訂正印で修正してください)
- 左下の『同意の年月日』は記入されている(記入日で結構です)
- (申込書を印刷・コピーする場合)裏面も印刷されている

### <本人確認書類について>

- 自動車免許証コピーは鮮明に見えている、欠けている箇所はない
- 裏面備考欄に記載がある場合(住所変更等)、裏面もコピーされている
- (運転免許証の場合)有効期限内である
- (住民票の場合)発行6か月以内である

### <顔写真について>

- 写真は印画紙にカラー印刷
- 背景は無地、帽子等は着用していない
- 写真のサイズは、縦 30mm×横 24mm
- 写真裏面に記名



※図は原寸大ではありません

受講申込書と本人確認書類、顔写真をクリップ等で留めてご提出ください。  
ご協力よろしくお願いたします。